

相続税の納税資金対策コース(5022)改正一覧

項 目 2023年度	詳 細 内 容
生前贈与加算 【P.23】	加算対象となる期間が、従来の相続開始前3年以内から、相続開始前7年以内に4年間延長されることとなりました。 なお、その4年間の延長期間分については、その期間中の贈与財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が相続税の課税価格に加算されることとなります。 ※ 上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。
相続時精算課税制度 【P.24】	相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の暦年課税の基礎控除とは別に、課税価格から基礎控除として110万円を控除する制度が創設されました。 また、その後特定贈与者の死亡した際に、相続時精算課税適用財産として相続税の課税価格に加算される財産の価額は、上記の基礎控除を控除した後の残額とされることとなりました。 ※ 上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。